

栄養教諭等研修実施協議会設置要綱

埼玉県教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、栄養教諭等研修実施要項第5に基づき、研修を実施するに当たり基本的事項について協議するための栄養教諭等研修実施協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 研修に係る基本的な実施計画
- (2) 研修に係る基本的な研修計画
- (3) 研修に係る評価
- (4) その他実施上の諸問題

(構成)

第3条 協議会は、別記1に掲げる基準により、委員9名以内をもって組織する。

2 協議会に、委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は、県立総合教育センター総合企画長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、県教育局県立学校部保健体育課長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数をもって議決したときは非公開とすることができる。

(会議録)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 協議事項
- (4) 議事の経過
- (5) その他必要な事項

(幹事会)

第7条 協議会は、実務的な事項の検討を行う幹事会を設けることができる。

2 幹事会は、総合教育センター及び県立学校部保健体育課の担当で構成する。

(運営)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成 9年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成14年12月13日から施行する。
この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成27年 3月10日から施行する。
この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別記 1

実施 協議会委員

- 1 学校給食及び栄養士教育に関する学識経験のある者（2名）
- 2 学校教育機関の職にある者（5名）
 - ・公立小学校校長会代表 1名
 - ・中学校長会代表 1名
 - ・高等学校長会代表 1名
 - ・特別支援学校長会代表 1名
 - ・学校給食センター研究協議会代表 1名
- 3 教育行政機関の職にある者（2名）
 - ・総合教育センター総合企画長
 - ・県立学校部保健体育課長